

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 6 日

安芸高田市市長 石丸 伸二

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(安芸高田市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 安芸高田市監査委員条例(平成 16 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条から第 3 条まで (略) (請求又は要求による監査) 第 4 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 242 条第 1 項 若しくは第 243 条の 2 の 8 第 3 項の規定による監査の請求又は法第 199	第 1 条から第 3 条まで (略) (請求又は要求による監査) 第 4 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 242 条第 1 項 若しくは第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による監査の請求又は法第 199

<p>条第6項、第7項若しくは第235条の2第2項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>第5条から第12条まで (略)</p>	<p>条第6項、第7項若しくは第235条の2第2項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>第5条から第12条まで (略)</p>
---	---

(安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。